



謹賀新年

今年もよろしくお祈りします。

今年のお正月は、関東地方では天気が良く穏やかで、皆様は連休を楽しまれたことと存じます。

さて、マイナンバーがいよいよ1月1日より実施されました。

企業では、当面マイナンバーを収集する業務がありますが、この番号を使用することは、雇用保険の資格取得、離職票以外では、使用することはあまりありません。年末と翌年1月に本格的に番号を使用することになります。

私共では、番号の収集と使用について、皆様のバックアップ対応の準備が完了しております。

また、平成29年4月1日から消費税が10%に上がることになっておりますが、昨年末に政府与党で、食料品等の軽減税率を決定しました。これに伴って、経理処理が

複雑で面倒になります。国会で改正案の内容が確定した時点で、皆様とも一緒に勉強させていただき、来年4月1日を万全の準備で迎えたいと考えております。

そして、政府与党は、平成33年4月1日からインボイスを導入することも決定しましたが、その頃には事業者の懐に残る消費税の益税の縮小、廃止に向かうと推定します。

マイナンバーと消費税のインボイス方式が実施されれば、免税事業者の廃止か、免税事業者からの課税仕入の不可に、また簡易課税も必要性が無くなると思われます。

本年も引き続き御交誼、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

消費税改正案

いよいよ平成29年4月1日から消費税額は現行の8%から10%に増税されます。

ただし、生活必需品である食料品とごくごく一部の対象品目については軽減税率が導入されます。

今回はこの消費税の軽減税率について解説していきます。

税率は以下の通りとなります。

	現行	改正後	軽減税率
国 税	6.30%	7.80%	6.24%
地方税	1.70%	2.20%	1.76%
合 計	8.00%	10.00%	8.00%

(1) 平成29年4月に軽減税率制度を導入される対象品目

- ①酒類及び外食を除く飲食料品
 - ②週2回以上発行される新聞
- となっております。

ここで問題となる点は

- ①どこまでが外食と判断されるか。

これから詳細な線引きがなされていくかと思えます。今回はイメージをお伝えしますと、その場で飲食してもらうためのテーブルやイスを設置して食事を提供することを「外食」としています。キーワードとなるのは飲食する場所と配膳などのサービスの2つを満たすことのようにです。



通常の食料品の購入は8%、レストランでの飲食は10%と明確にわかります。

持ち帰りのできる弁当やお惣菜の購入は8%とこれも納得できます。

出前や宅配は8%となります。宅配専門店のピザならこれも理解できます。

ラーメン屋さんと蕎麦屋さんの出前は容器を回収しに来るサービスまでありますが、場所の提供はしていない為8%となります。



(個人的には出前は事業者が損をしているように感じます。)

食べた後に店に容器やトレーを自分で返却するような食事方法の場合も外食となり軽減税率の対象になりません。ゆえにフードコートでの飲食は場所の提供がありますから10%となります。



コンビニのイートインコーナーを利用して持ち帰り用の弁当やパンを食事する場合は場所の提供のみですので8%です。

ファーストフード店でハンバーガーや牛丼を持ち帰り容器で注文し購入しておきながらその場で食べた人はどうなるのでしょうか。本来なら10%と考えるべきでしょう。今後この辺りの判断は明確にしてほしいと思います。

軽減税率は食品表示法が適用される生鮮食品や加工食品が対象となるため、飲み水である水道水（水道料金）は軽減税率の対象とはなっておりません。

おもちゃ付き菓子は食品か食品以外か。まずはおもちゃ主体なら10%となります。お菓子主体なら軽減税率対象と考えます。次に食玩に限り金額で判断します。1万円



以下なら軽減税率の適用があり8%となります。1万円超なら原則の10%となります。

②定期購読契約を結び週2回以上発行される新聞は軽減税率の対象となりますが、コンビニや駅の売店でその都度購入する新聞は10%となります。



(2) 経理処理方法の段階的導入

平成29年4月から消費税率を8%から10%に増税されますと経理処理や請求書の発行の手間が増大します。

制度開始に当たり導入当初の平成29年4月からの1年間については大企業も含め

①簡易方式（区分記載請求書等保存方式）

②みなし課税

という方法が選択できます。

現行の請求書 請求書〇〇御中		
12月分		
1日	食料品	10,800 円
5日	雑貨	10,800 円
10日	食料品	10,800 円
15日	雑貨	10,800 円
合計		43,200 円

税込表示

平成29年4月～ 区分記載請求書 請求書〇〇御中		
12月分		
1日	食料品※	10,800 円
5日	雑貨	11,000 円
10日	食料品※	10,800 円
15日	雑貨	11,000 円
合計		43,600 円
10%対象		22,000 円
8%対象		21,600 円

現行の請求書に※を付け加える
対象ごとの金額を追加で集計し記載する

税率と税額を記載する
事業者番号を記載する

平成33年4月～ 適格記載請求書(インボイス) 請求書〇〇御中		
12月分		
1日	食料品	10,000 円
	消費税	800 円 8%
5日	雑貨	10,000 円
		1,000 円 10%
10日	食料品	10,000 円
		800 円 8%
15日	雑貨	10,000 円
		1,000 円 10%
合計		40,000 円
消費税		3,600 円
10% 対象		20,000 円
消費税		2,000 円
8% 対象		20,000 円
消費税		1,600 円
××(株) 登録番号 ××××××		

平成30年4月から平成32年3月までにつきましては売上高5000万円以下の事業者に限り上記の方法がそのまま選択できます。

そして平成33年4月からいよいよ

③インボイス
(適格請求書等
保存方式)が導
入されます。



新しい処理方法をそれぞれ解説いたします。

①簡易方式(区分記載請求書等保存方式)

従来の請求書と違い区分記載請求書による簡易方式の発行が求められます。

具体的には軽減税率対象品目を※で区分して税率ごとに売上高を記載する方法が求められます。

但し、この間は請求書の発行義務はありません。また消費税の税額計算については故意な間違いでなければ罰則もありません。

②みなし課税

29年4月からの1年間はみなし課税方式も選択できます。(売上高5,000万円以下については33年3月まで選択できます。)

具体的には10日間の売り上げ実績などから売上高に占める軽減税率の対象品目の比率を設定し、それをもとにして比率で納税

額を計算する方法です。

③適格請求書等保存方式

税率、税額を明記します。事業者ごとの番号を明記します。請求書を発行する義務が生じます。虚偽の記載や交付があった場合には罰則が科されます。



④経理処理も問題

改正案では、複数税率になるので、レジスター、パソコン、ソフトウェア等変更費用がかかります。

但し、これらに伴う費用について、助成金の準備をしているようですので、ご活用を考えられたらと思います。

(担当 山本 修)

